

○総務省令第二十三号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十四条の三十二第二項及び第百四十六条並びに地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十七条第二項の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

総務大臣 高市 早苗

地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令

（地方公務員等共済組合法施行規則の一部改正）

第一条 地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(準用規定)  
第十一条の四 [略]

(準用規定)  
第十一条の四 [同上]

2 市町村連合会の行う事業の経理については、この節に規定するもののほか、施行規程第二章第二節(第六条第一項第一号から第七号まで、第七条、第七条の二第二項、第二十五条第一号、第六号及び第七号、第六十五条、第六十六条並びに第八十三条を除き、同節の規定を施行規程附則第一条の二第三項及び附則第一条の三の規定において読み替えて準用する場合を含む。)、附則第三条の二及び附則第三条の三の規定を準用する。この場合において、施行規程第六条第二項中「主務大臣」とあるのは「総務大臣」と、施行規程第七条の二第一項中「保健経理」とあるのは「保健給付経理」と、施行規程第十二条第二項中「地方公共団体」とあるのは「市町村連合会を組織する組合」と、施行規程第十二条の二中「主務省令」とあるのは「総務省令」と、「組合」とあるのは「市町村連合会」と、施行規程第十二条の三中「組合(指定都市職員共済組合等を除く。)」とあるのは「市町村連合会」と、施行規程第十七条第一項中「組合の」とあるのは「市町村連合会の」と、「法第十八条第一項」とあるのは「法第三十八条において準用する法第十八条第一項」と、「法第四百四十一条第一項に規定する組合役職員」とあるのは「法第四百四十一条第二項に規定する連合会役職員」と、施行規程第十八条第一項、第十九条及び第二十条第一項中「組合」とあるのは「市町村連合会」と、施行規程第二十五条第三号中「短期経理における給付、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合の前々事業年度の実績、前事業年度及び当該事業年度の推計並びに」とあるのは「災害給付経理における」と、施行規程第二十六条第二項第一号中「法第二十三条第一項」とあるのは「法第三十五条ただし書」と、同項第二号中「法第二十五条」とあるのは「法第三十八条第一項において準用する法第二十五条前段」と、「又は不動産の取得」とあるのは「若しくは不動産の取得又は市町村連合会を組織する組合に対する貸付金」と、同項第五号中「法百十三条第五項に規定する組合の事務に要する費用の組合員一人当たりの額」とあるのは「市町村連合会を組織する組合の市町村連合会に対する分担金の額」と、同項第六号中「費用に充てることができる金額」とあるのは「経費として市町村連合会を組織する組合の市町村連合会に対する分担金の額」と、施行規程第三十条第一項第九号及び第三十四条中「他の組合」とあるのは「組合若しくは地方公務員共済組合連合会」と、施行規程第五十八条第三項中「組合」とあるのは「市町村連合会」と、「主務大臣」とあるのは「総務大臣」と、「前項」とあるのは「前項及び地方公務員等共済組合法施行規則第八条」と、施行規程第六十七条第一項中「同条第三項」とあるのは「法第三十八条第一項において準用する法第二十二條第三項」と、同条第二項第一号イ及び第三号ロ中「組合」とあるのは「市町村連合会」と、同条第三項第一号中「組合の」とあるのは「市町村連合会の」と、「運営審議会又は組合会」とあるのは「総会」と、同項第三号イからハまでの規定及び第四号中「組合」とあるのは「市町村連合会」と、施行規程第六十七条の二中「法第二十二條第三項」とあるのは「法第三十八条第一項において準用する法第二十二條第三項」と、「地方職員共済組合等にあつては官報により、都職員共済組合、市町村職員

2 市町村連合会の行う事業の経理については、この節に規定するもののほか、施行規程第二章第二節(第六条第一項第一号から第七号まで、第七条、第七条の二第二項、第二十五条第一号及び第四号の三、第六十五条、第六十六条並びに第八十三条を除き、同節の規定を施行規程附則第一条の二第三項及び附則第一条の三の規定において読み替えて準用する場合を含む。)、附則第三条の二及び附則第三条の三の規定を準用する。この場合において、施行規程第六条第二項中「主務大臣」とあるのは「総務大臣」と、施行規程第七条の二第一項中「保健経理」とあるのは「保健給付経理」と、施行規程第十二条第二項中「地方公共団体」とあるのは「市町村連合会を組織する組合」と、施行規程第十二条の二中「主務省令」とあるのは「総務省令」と、「組合」とあるのは「市町村連合会」と、施行規程第十二条の三中「組合(指定都市職員共済組合等を除く。)」とあるのは「市町村連合会」と、施行規程第十七条第一項中「組合の」とあるのは「市町村連合会の」と、「法第十八条第一項」とあるのは「法第三十八条において準用する法第十八条第一項」と、「法第四百四十一条第一項に規定する組合役職員」とあるのは「法第四百四十一条第二項に規定する連合会役職員」と、施行規程第十八条第一項、第十九条及び第二十条第一項中「組合」とあるのは「市町村連合会」と、施行規程第二十五条第三号中「短期経理における給付、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合の前々事業年度の実績、前事業年度及び当該事業年度の推計並びに」とあるのは「災害給付経理における」と、施行規程第二十六条第二項第一号中「法第二十三条第一項」とあるのは「法第三十五条ただし書」と、同項第二号中「法第二十五条」とあるのは「法第三十八条第一項において準用する法第二十五条前段」と、「又は不動産の取得」とあるのは「若しくは不動産の取得又は市町村連合会を組織する組合に対する貸付金」と、同項第五号中「法百十三条第五項に規定する組合の事務に要する費用の組合員一人当たりの額」とあるのは「市町村連合会を組織する組合の市町村連合会に対する分担金の額」と、同項第六号中「費用に充てることができる金額」とあるのは「経費として市町村連合会を組織する組合の市町村連合会に対する分担金の額」と、施行規程第三十条第一項第九号及び第三十四条中「他の組合」とあるのは「組合若しくは地方公務員共済組合連合会」と、施行規程第五十八条第三項中「組合」とあるのは「市町村連合会」と、「主務大臣」とあるのは「総務大臣」と、「前項」とあるのは「前項及び地方公務員等共済組合法施行規則第八条」と、施行規程第六十七条第一項中「同条第三項」とあるのは「法第三十八条第一項において準用する法第二十二條第三項」と、同条第二項第一号イ及び第三号ロ中「組合」とあるのは「市町村連合会」と、同条第三項第一号中「組合の」とあるのは「市町村連合会の」と、「運営審議会又は組合会」とあるのは「総会」と、同項第三号イからハまでの規定及び第四号中「組合」とあるのは「市町村連合会」と、施行規程第六十七条の二中「法第二十二條第三項」とあるのは「法第三十八条第一項において準用する法第二十二條第三項」と、「地方職員共済組合等にあつては官報により、都職員共済組合、市町村職員共

共済組合及び都市職員共済組合にあつては都道府県の公報により、指定都市職員共済組合にあつては指定都市の公報」とあるのは「官報」と、施行規程第六十七條の三中「法第二十二條第三項」とあるのは「法第三十八條第一項において準用する法第二十二條第三項」と、施行規程第六十九條第二項中「組合」とあるのは「市町村連合会」と読み替えるものとする。

〔3 略〕

第十二條の十 施行規程第四章第一節及び第三節（第一百條の八、第一百條の九、第一百條の十及び第一百條の十四を除く。）並びに第五章（第六十四條及び第六十四條の二を除く。）の規定は、団体組合員に係る長期給付について準用する。この場合において、施行規程第四章第三節第二款中「公務」とあるのは「業務」と、施行規程第二百二十八條第一項第八号及び第三百二十九條第一項第十号中「法第一百一十條第一項（令第四十五條第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に規定する懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分を受けた」とあるのは「法第四百四十四條の三第二項の規定により読み替えられた法第一百一十條第一項に規定する処分を受けたとき若しくは解雇された」と、施行規程第六十四條の三第一項第三号及び第三項第三号（第六十四條の四の規定において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第六十四條の六第一項第三号及び第三項第三号（第六十四條の七の規定において読み替えて準用する場合を含む。）中「所属機関」とあるのは「団体」と読み替えるものとする。

第十二條の十一 施行規程第六十四條の十一の規定は地方職員共済組合の団体組合員に係る返還金債権への充當について、施行規程第六十五條の規定は地方職員共済組合の団体組合員に係る書類の保存期限について、施行規程第六十七條第二項の規定は地方職員共済組合の団体組合員に係る事業報告書について、施行規程第六十八條から第七十一條までの規定は地方職員共済組合の団体組合員に係る業務及び財産の状況の監査について、施行規程第七十四條（第一項第三号を除く。）の規定は団体組合員に係る請求書等の証明について、施行規程第七十八條の二の規定は地方職員共済組合の団体組合員に係る継続長期組合員となつた者の資格取得の届出等について、施行規程第八十七條から第九十條までの規定は地方職員共済組合の団体組合員に係る電子情報処理組織による申請等について準用する。この場合において、施行規程第六十四條の十一中「法第八十三條」とあるのは「法第四百四十四條の三第二項の規定により読み替えられた法第八十三條」と、施行規程第七十四條中「所属機関」とあるのは「団体」と読み替えるものとする。

〔2 略〕

附 則

（地方の組合の経過的長期給付に係る財務の特例）

第四條 〔略〕

〔2 略〕

3 第九條、第十條及び第十一條の三第一項の規定は、第一項に規定する経過的長期給付について準用する。この場合において、同条第一項中「厚生年金保険給付及び退職等年金給付」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第七十五條の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付」と、「厚生年金保険給付及び退職等年金給付」とあるのは「経過的長期給付」と読み替えるものとする。

共済組合及び都市職員共済組合にあつては都道府県の公報により、指定都市職員共済組合にあつては指定都市の公報」とあるのは「官報」と、施行規程第六十七條の三中「法第二十二條第三項」とあるのは「法第三十八條第一項において準用する法第二十二條第三項」と、施行規程第六十九條第二項中「組合」とあるのは「市町村連合会」と読み替えるものとする。

〔3 同上〕

第十二條の十 施行規程第四章第一節及び第三節（第一百條の八及び第一百條の十三を除く。）並びに第六十四條の十の規定は、団体組合員に係る長期給付について準用する。この場合において、施行規程第四章第三節第二款中「公務」とあるのは「業務」と、施行規程第二百二十八條第一項第八号及び第三百二十九條第一項第十号中「法第一百一十條第一項（令第四十五條第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に規定する懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分を受けた」とあるのは「法第四百四十四條の三第二項の規定により読み替えられた法第一百一十條第一項に規定する処分を受けたとき若しくは解雇された」と、施行規程第六十四條の十中「法第八十三條」とあるのは「法第四百四十四條の三第二項の規定により読み替えられた法第八十三條」と読み替えるものとする。

第十二條の十一 施行規程第六十五條の規定は地方職員共済組合の団体組合員に係る書類の保存期限について、施行規程第六十七條第二項の規定は地方職員共済組合の団体組合員に係る事業報告書について、施行規程第六十八條から第七十一條までの規定は地方職員共済組合の団体組合員に係る業務及び財産の状況の監査について、施行規程第七十四條（第一項第三号を除く。）の規定は団体組合員に係る請求書等の証明について準用する。この場合において、施行規程第七十四條中「所属機関」とあるのは「団体」と読み替えるものとする。

〔2 同上〕

附 則

（地方の組合の経過的長期給付に係る財務の特例）

第四條 〔同上〕

〔2 同上〕

3 第十一條の三第一項の規定は、第一項に規定する経過的長期給付について準用する。この場合において、同条第一項中「及び退職等年金給付」とあるのは「退職等年金給付及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第七十五條の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付」と、「及び退職等年金給付」とあるのは「退職等年金給付及び経過的長期給付」と読み替えるものとする。

第四条の二 [略]

〔2 略〕

3 第九条、第十条、第十一条の五の二、第十一条の十の二及び第十一条の十の三並びに施行規程第二章第二節（第六条から第七条の二まで、第十二条第一項、第十二条の三、第十四条、第五十八条第一項及び第二項、第六十五条、第六十六条、第六十九條から第七十一条まで、第七十二条第一項及び第二項、第七十三条から第八十三条の三まで並びに第八十五条から第八十八条までを除く。）の規定は、第一項に規定する経過的長期給付調整経理について準用する。この場合において、第十一条の五の二中「厚生年金保険給付調整経理及び退職等年金給付調整経理」とあるのは「経過的長期給付調整経理」と、第十一条の十の二の見出し中「退職等年金給付調整積立金」とあるのは「経過的長期給付調整積立金」と、同条中「退職等年金給付調整経理」とあるのは「経過的長期給付調整経理」と、「退職等年金給付調整積立金」とあるのは「経過的長期給付調整積立金」と、第十一条の十の三中「厚生年金保険給付調整積立金等資金（令第二十一条の三の規定により読み替えられた令第十六条第一項に規定する厚生年金保険給付調整積立金等資金をいう。）及び退職等年金給付調整積立金等資金（令第二十一条の三の規定により読み替えられた令第十六条第一項に規定する退職等年金給付調整積立金等資金をいう。）」とあるのは「経過的長期給付調整積立金等資金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第四百七条第二項の規定により読み替えられた令第十六条の二第一項に規定する経過的長期給付調整積立金等資金をいう。）」と、施行規程第十二条第二項中「退職等年金給付事業」とあるのは「経過的長期給付調整経理（一）と、「地方公共団体」とあるのは「組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。）又は市町村連合会」と、同項第二号中「退職等年金給付事業」とあるのは「経過的長期給付調整経理」と、「退職等年金給付事業」とあるのは「地方の組合の経過的長期給付事業」と、施行規程第十二条の二中「令第十六条の二第二項」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第四百七条第二項の規定により準用することとされた令第十六条の二第二項」と、施行規程第十三条第一項第二号中「退職等年金給付事業」とあるのは「地方の組合の経過的長期給付事業」と、同条中「退職等年金給付事業」とあるのは「経過的長期給付調整経理」と、施行規程第二十五条第五号中「退職等年金給付事業」における給付、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合の前々事業年度の実績、前事業年度及び当該事業年度の推計並びに」とあるのは「経過的長期給付調整経理における」と、施行規程第七十二条第三項中「厚生年金保険給付調整積立金又は退職等年金給付調整積立金」と読み替えるものとする。

第四条の二 [同上]

〔2 同上〕

3 第九条、第十条、第十一条の五の二、第十一条の十の二及び第十一条の十の三並びに施行規程第二章第二節（第六条から第七条の二まで、第二十五条第一号、第三号、第四号、第六号及び第七号、第六十五条、第六十六条並びに第八十三条から第八十三条の三までを除く。）の規定は、第一項に規定する経過的長期給付調整経理について準用する。この場合において、第十一条の五の二中「及び退職等年金給付調整経理」とあるのは「退職等年金給付調整経理及び経過的長期給付調整経理」と、第十一条の十の二の見出し中「退職等年金給付調整積立金」とあるのは「経過的長期給付調整積立金」と、同条中「退職等年金給付調整経理」とあるのは「経過的長期給付調整経理」と、「退職等年金給付調整積立金」とあるのは「経過的長期給付調整積立金」と、第十一条の十の三中「退職等年金給付調整積立金等資金（令第二十一条の三の規定により読み替えられた令第十六条第一項に規定する退職等年金給付調整積立金等資金をいう。）」とあるのは「経過的長期給付調整積立金等資金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第四百七条第二項の規定により読み替えられた令第十六条の二第一項に規定する経過的長期給付調整積立金等資金をいう。）」と、施行規程第十二条第二項中「退職等年金給付事業」とあるのは「経過的長期給付調整経理（一）と、「地方公共団体」とあるのは「組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。）又は市町村連合会」と、同項第二号中「退職等年金給付事業」とあるのは「経過的長期給付調整経理」と、「退職等年金給付事業」とあるのは「地方の組合の経過的長期給付事業」と、施行規程第十三条第一項第二号中「退職等年金給付事業」とあるのは「経過的長期給付調整経理」と、「退職等年金給付事業」とあるのは「地方の組合の経過的長期給付事業」と、施行規程第二十五条第五号中「退職等年金給付事業」における給付、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合の前々事業年度の実績、前事業年度及び当該事業年度の推計並びに」とあるのは「経過的長期給付調整経理における」と、施行規程第七十二条第三項中「厚生年金保険給付調整積立金又は退職等年金給付調整積立金」と読み替えるものとする。

<p>第四条の三 「略」</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 第九条及び第十条並びに施行規程第二章第二節（第六条から第七条の二まで、第十二条第一項、第十二条の二、第十二条の三、第十四条、第五十八条第一項及び第二項、第六十五条、第六十六条、第六十九条から第七十一条まで、第七十二条第一項及び第二項、第七十三条から第八十三条の三まで並びに第八十五条から第八十八条までを除く。）の規定は、第一項に規定する経過の長期預託経理について準用する。</p>	<p>第四条の三 「同上」</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>3 第九条及び第十条並びに施行規程第二章第二節（第六条から第七条の二まで、第十二条の三、第二十五条第一号、第三号、第四号、第六号及び第七号、第六十五条、第六十六条並びに第八十三条から第八十三条の三までを除く。）の規定は、第一項に規定する経過の長期預託経理について準用する。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

（地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条 地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

附則

(令和二年度の地方公共団体の負担金)

第二条 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法による改正前の地方公務員等共済組合法第六十七條第二項に規定する総務省令で定める金額のうち、地方公共団体が令和二年度において負担すべき金額は、令和二年四月一日における当該地方公共団体の議員の改正法附則第二十三條第一項第三号に規定する存続共済会（以下「存続共済会」という。）の定款で定める標準報酬月額に同日における当該地方公共団体の議員の数を乗じて得た金額に相当する金額に次の各号に掲げる地方公共団体の議員の区分に従い、当該各号に掲げる率を乗じて得た金額に十二を乗じて得た金額に相当する金額とする。

- 一 都道府県の議会の議員 百分の十九・一
- 二 市（特別区を含む。）の議会の議員 百分の三十五・四
- 三 町村の議会の議員 百分の三十五・四

2 前項の場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に掲げる日における地方公共団体の議会の議員の数を令和二年四月一日における当該地方公共団体の議員の数とみなす。

- 一 地方公共団体の議会の議員が、令和二年三月三十一日までに当該地方公共団体の議会の議員の任期満了により退職し、同年四月一日において在職していないとき 当該任期満了の日

二 地方公共団体の議会の議員が、令和二年三月三十一日までに当該地方公共団体の議会の解散により、又は選挙無効の決定、裁決若しくは判決が確定したことにより退職し、同年四月一日において在職していないとき 当該退職の日

三 令和二年四月一日までに市町村の廃置分合が行われ、同月二日以後に新たに設置された市町村の議会の議員の一般選挙が行われたとき 当該市町村の議会の議員の一般選挙の日

四 令和二年四月一日までに市町村の廃置分合又は境界変更の処分が行われ、同月二日以後に当該廃置分合又は境界変更の処分に伴い行われる市町村の議会の議員の増員選挙が行われたとき 当該市町村の議会の議員の増員選挙の日

3 前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額については、次の表の上欄に掲げる金額をそれぞれ同表の下欄に掲げる月の二十日までに、存続共済会に払い込まなければならない。

前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の五に相当する金額	令和二年五月
--	--------

前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の五に相当する金額

改正前

附則

(平成三十一年度の地方公共団体の負担金)

第二条 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法による改正前の地方公務員等共済組合法第六十七條第二項に規定する総務省令で定める金額のうち、地方公共団体が平成三十一年度において負担すべき金額は、平成三十一年四月一日における当該地方公共団体の議員の改正法附則第二十三條第一項第三号に規定する存続共済会（以下「存続共済会」という。）の定款で定める標準報酬月額に同日における当該地方公共団体の議員の数を乗じて得た金額に相当する金額に次の各号に掲げる地方公共団体の議員の区分に従い、当該各号に掲げる率を乗じて得た金額に十二を乗じて得た金額に相当する金額とする。

- 一 都道府県の議会の議員 百分の二十・九
- 二 市（特別区を含む。）の議会の議員 百分の三十六・九
- 三 町村の議会の議員 百分の三十六・九

2 前項の場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に掲げる日における地方公共団体の議会の議員の数を平成三十一年四月一日における当該地方公共団体の議員の数とみなす。

- 一 地方公共団体の議会の議員が、平成三十一年三月三十一日までに当該地方公共団体の議会の議員の任期満了により退職し、同年四月一日において在職していないとき 当該任期満了の日

二 地方公共団体の議会の議員が、平成三十一年三月三十一日までに当該地方公共団体の議会の解散により、又は選挙無効の決定、裁決若しくは判決が確定したことにより退職し、同年四月一日において在職していないとき 当該退職の日

三 平成三十一年四月一日までに市町村の廃置分合が行われ、同月二日以後に新たに設置された市町村の議会の議員の一般選挙が行われたとき 当該市町村の議会の議員の一般選挙の日

四 平成三十一年四月一日までに市町村の廃置分合又は境界変更の処分が行われ、同月二日以後に当該廃置分合又は境界変更の処分に伴い行われる市町村の議会の議員の増員選挙が行われたとき 当該市町村の議会の議員の増員選挙の日

3 前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額については、次の表の上欄に掲げる金額をそれぞれ同表の下欄に掲げる月の二十日までに、存続共済会に払い込まなければならない。

前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の五に相当する金額	平成三十一年五月
--	----------

前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の五に相当する金額

二に相当する金額	前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の二に相当する金額	令和二年十一月
前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額から、当該金額のうち当該年度において既に払込みをした金額を控除した金額	令和三年二月	
二に相当する金額	前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の二に相当する金額	平成三十一年十一月
前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額から、当該金額のうち当該年度において既に払込みをした金額を控除した金額	平成三十二年二月	



附 則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。